

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 シンボルマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、原則として、全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会（以下「全知P連」という。）の会員が全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する際に、必要な事項を定めるものとする。（シンボルマークのデータ見本は、本使用取扱要領の3ページ下部に掲載）

（使用対象事業）

第2条 シンボルマークは、次の各号に掲げる事業に使用できるものとする。

- （1）全知P連が主催及び共催する事業
- （2）全知P連が後援、協賛及び推薦する事業
- （3）全知P連のPRに寄与する事業
- （4）その他会長が認める事業

（使用の申請）

第3条 前条の各事業において、シンボルマークを使用しようとする者は、シンボルマーク使用許可申請書（別記第1号様式）をあらかじめ会長に提出し、その許可を受けなければならない。

この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

（使用申請に対する審査）

第4条 会長は、前条の申請があった場合、その内容について審査する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するおそれがあると認めるとき。
- （2）全知P連の組織を傷つけ、シンボルマークのイメージを損なうと認められるとき。
- （3）特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認または混同を生じさせるおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- （5）第三者の利益を害すると認められるとき。
- （6）シンボルマーク使用取扱要領（以下「取扱要領」という。）に反するおそれがあるとき。
- （7）原則として、商用利用が認められるとき。
- （8）その他会長が不適當と認めるとき。

（使用の許可）

第5条 会長は、前条の規定に基づき審査し、使用を適當と認めるときは、シンボルマーク使用許可通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の許可において条件を付することができる。

（使用の不許可）

第6条 会長は、第4条の規定に基づき審査し、使用を不適當と認められた場合は、シンボルマーク使用不許可通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用許可内容の変更)

第7条 第5条の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された内容を変更しようとするときは、シンボルマーク使用許可変更申請書(別記第4号様式)をあらかじめ会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、会長は、第4条の規定を準用するものとする。

3 使用者又は使用者が委託した者(以下「使用者等」という。)がシンボルマークを使用する際、シンボルマークの形状、フォント、色調などを改変してはならない。

4 会長は、使用者等がシンボルマークの改変を行った場合、第9条第1項第3号の規定により、使用の許可を取り消すものとする。

(使用料)

第8条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

(許可の取消し)

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用許可を受けた範囲外の使用があったとき。

(3) この取扱要領に違反したと認められるとき。

(4) その他会長が不相当と認めるとき。

2 前項により許可を取り消された者は、直ちにその使用の中止及び物品の回収を行わなければならない。

3 会長は、使用者に対し、第1項に定める許可の取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用許可の期間)

第10条 使用許可の期間は、使用許可の決定日が属する当該年度の末日までとする。ただし、使用期間等申請内容により、会長は当該使用許可の期間を短縮することができる。

(使用許可期間終了後の措置)

第11条 使用者は、前条に規定する使用許可期間が満了した場合、シンボルマーク使用終了報告書(別記第5号様式)を会長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第12条 使用者は、第三者にシンボルマーク使用に関する権利を譲渡又は転貸することができない。

(権利の帰属)

第13条 会長は、第5条に定める使用許可について、シンボルマークを使用するほかは、使用者に対してシンボルマークに関する何らの権利又は権限を与えるものではない。

2 使用者は、シンボルマークの使用に当たって、商標登録、意匠登録等の知的財産権に関する出願をしてはならない。

(経費等の負担)

第14条 会長は、使用者が申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しないものとする。

(情報の公開)

第15条 会長は、シンボルマークの使用許可の状況等について情報を公開することができるものとする。

(責任の制限)

第16条 全知P連は、使用者がシンボルマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事務)

第17条 この要領の運用に係る事務は、全知P連事務局で行う。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

現在のところ、画像データは、PDFファイルのみの提供になります。

全知P連シンボルマーク 1



全知P連シンボルマーク 2

